

特定健診では、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病が複数発症している状態であるメタボリックシンドローム(メタボ)に着目し、リスクがある人には、生活習慣を見直すための保健指導をご案内しています。

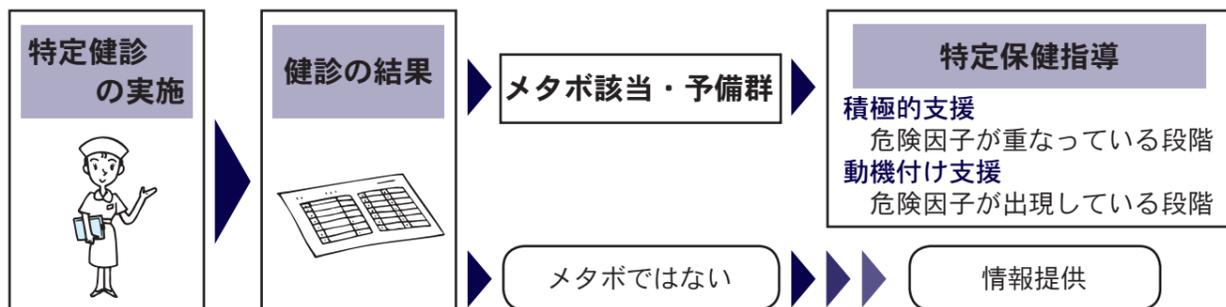
メタボを放置していると、心筋梗塞、脳卒中などの重大な病気につながり、生活の質の低下や医療費の負担増大を招きます。

自覚がない人もこの機会に健診を受け、メタボ予防や改善に取り組みましょう。

この機会に、ご自身の健康に目を向けてみましょう！

◆ 特定保健指導の流れ ~無料で受けられます~ ◆

8 ページの特定健診の受診結果により、特定保健指導の対象と判断された人は、保健師や管理栄養士のサポートを受けながらメタボの予防・改善に取り組むことができます。



【ポイント!】再検査(無料)があるので、効果を確認しながら生活習慣の改善が進められます。

問合せ ■ 特定健診の制度・個別健診について 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 4404・☎(43) 1125
 ■ 特定健診の集団健診(各種がん検診を含む)・特定保健指導について 健康増進課 ☎(42) 8421・☎(42) 2130

人間ドック・脳ドックの検査費用の一部を助成しています

国民健康保険・後期高齢者医療に加入しているみなさんの疾病の予防・早期発見の促進と健康の保持増進のため、検査費用の一部助成を行っています。

特定健診を受診した人も助成を受けることができます。特定健診と併用し、計画的に健診を受けましょう!

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 4404・147 ☎(43) 1125

対象 受診日時点で、つぎの要件に該当する人
 ○ 満 35 歳以上の国民健康保険被保険者 (国民健康保険税に未納がない世帯)
 ○ 後期高齢者医療被保険者 (後期高齢者医療保険料に未納がない人)

助成額 1人につき同一年度内に2万7,000円が上限 ※人間ドックなどの検査費用が2万7,000円未満の場合は、その検査費用額を助成。

※人間ドックまたは脳ドックのいずれか1回のみ。 ※後期高齢者医療被保険者は、同一年度内に国民健康保険で、この助成を受けていない人。

申込み 人間ドックまたは脳ドックを受診し、検査結果を受領後、保険年金課窓口で申請

持ち物

- ・被保険者証 ・検査費用の領収書
- ・検査結果(原本はお返しします)
- ・振込先の預金通帳

※人間ドックとは、特定健診の健診項目をすべて含むものとし、脳ドックとは頭部のMRAやMRIなどの画像診断とします。

※治療のための検査は保険診療が適用されますので、この助成は受けられません。

あなた自身や大切な家族を守る 特定健診

■ 対 象 ■

受診日に市の国民健康保険に加入している人で、令和3(2021)年3月31日時点で40歳~74歳に達している人(令和2年度中に75歳になる人は、誕生日の前日まで)

※国民健康保険以外の医療保険に加入している人は、加入する医療保険者(サラリーマンやその家族は勤務先の保険組合、公務員やその家族は共済組合など)が契約した医療機関で健診を受けることとなります。詳細は、勤務先にお問い合わせください。

※後期高齢者医療に加入している人(75歳以上の人)の健診は、本紙5月号でお知らせします。

■ 健診費用 ■

多くの人に特定健診を受診していただき、生活習慣病の早期発見と予防を促進するため、特定健診の健診費用を無料としています。(同時に受診できるがん検診などは有料になります。)

◆ 特定健診の流れ ◆

▶ 40歳~74歳の人 (令和3年3月31日現在年齢) 5月下旬までに特定健康診査の案内と受診券を郵送します。

個別健診を受診する場合

実施医療機関に予約をします。

【受診場所】 実施医療機関

健診期間	6月~12月
健診会場	実施医療機関
同時に受診できる検診	ありません

※実施医療機関とは、市と特定健診の契約をしている医療機関です。詳しくは、5月下旬までに郵送する案内をご覧ください。

※75歳以上の人を受ける個別健診は、本紙5月号でご案内します。

集団健診を受診する場合

令和2年度の集団健診は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から実施時期を検討中です。日程が決まり次第、お知らせします。なお、下記の各種検診と同時実施を予定しています。

【受診場所】 ウェルス幸手または西公民館

同時に受診できる検診(有料)	①胃がん検診 ②大腸がん検診 ③肺がん検診 ④前立腺がん検診 ⑤肝炎ウイルス検診 ⑥骨粗しょう症検診(日にち限定) ※受けられる検診は、年齢・性別により異なります。
----------------	---

※昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性で、風疹抗体検査を希望する人は、この集団健診と一緒に受けられます。クーポン券がない人は健康増進課にお問い合わせください。

※国民健康保険以外の医療保険に加入している人の各種検診(①~⑥)は、本紙5月号でご案内します。

▶ 75歳以上の人・生活保護受給中の人

日程が決まり次第、ご案内します。